

広島県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年三月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

府中世羅三和線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
世羅郡世羅町大字長田字上谷五〇一番四地先から 世羅郡世羅町大字下津田字笹原一九一番二九地先まで	新	旧	一四・〇〇〇〃三 五・〇〇〇	二九〇・〇〇	拡幅
	旧	新	三・八〇〃 六・六〇	二二〇・〇〇	
世羅郡世羅町大字下津田字論田二〇〇五番二地先から 世羅郡世羅町大字下津田字論田二〇〇五番二地先まで	新	旧	一四・〇〇〇〃三 五・〇〇〇	二九〇・〇〇	ダブルウェイ
	旧	新	三・八〇〃 六・六〇	二二〇・〇〇	
世羅郡世羅町大字下津田字論田二〇〇五番二地先から 世羅郡世羅町大字下津田字蛭子久保一九〇九番一地先まで	新	旧	一四・〇〇〇〃三 五・〇〇〇	二九〇・〇〇	拡幅
	旧	新	三・八〇〃 六・六〇	二二〇・〇〇	